

## ビジュアルコンテンツの商用利用に関するガイドライン

### (目的)

第1条 このガイドラインは、静岡イケメン観光本部 DAMONDE5（以下、「DAMONDE5」という。）のイラスト、ロゴ、写真及び動画（以下「イラスト等」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって静岡市を中心とした静岡県内の観光振興及び産業振興など、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (イラスト等の利用に関する権利)

第2条 イラスト等の利用に関する一切の権利は、D-project に属する。

### (イラスト等の利用許諾)

第3条 イラスト等を利用しようとする者は、イラスト等の利用許諾（以下「利用許諾」という。）申請を行い、D-project の利用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が次の各号に該当する場合には、利用許諾申請の手続きを省略することができる。

- (1) 静岡市が利用する場合
- (2) テレビや新聞、インターネット番組など、ニュース性を有するメディア関係者が制作等に利用する場合
- (3) DAMONDE5 が参画するイベント等の主催者が告知物又は記録物に利用する場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、D-project が必要があると認める事項

### (利用許諾の申請)

第4条 前条第1項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「DAMONDE5 利用許諾申請書」（様式第1号）をD-project に提出しなければならない。

2 D-project は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

### (利用許諾の手続き)

第5条 D-project は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。ただし、D-project はイラスト等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 D-project は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「DAMONDE5 利用許諾書」（別記様式第2号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(利用許諾の制限)

第7条 D-project は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のイラスト等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、D-project が必要があると認める事項

2 D-project は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「DAMONDE5 利用不許諾書」(別記様式第3号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

第8条 利用許諾申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する目的を損なうことのないよう十分に注意すること。
- (2) イラスト等の利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第5条の規定により利用許諾を受けた者は、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「利用対象物等」という。)に、利用許諾番号(「© D-project ●●●● (●●●●)には、D-project が「DAMONDE5 利用許諾書」で個別に指定する番号を記載する。)を明示すること。
- (5) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の現物を提出すること。ただし、提出が困難な利用対象物等については、D-project が別に指示する。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、D-project が必要があると認める事項

(利用の非独占性等)

第9条 このガイドラインによる利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。また、利用許諾申請者又は利用対象物等について D-project が推奨を行うものではない。

(利用料)

第10条 イラスト等の利用料については、当分の間、無料とする。

(経費等の負担)

第11条 D-project は、このガイドラインによる利用許諾の申請、イラスト等の利用に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第 12 条 D-project は、利用許諾を行ったことに起因し、利用許諾申請者に生じた損失又は第三者に与えた損害等について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第 13 条 D-project は、イラスト等及び写真等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び内容について情報を公開することができる。

(事務)

第 14 条 このガイドラインに係る事務は、D-project が行う。

(その他)

第 15 条 このガイドラインに定めるもののほか、イラスト等及び写真等の利用に関し必要な事項は、D-project が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。